

名古屋市農業委員会 令和8年第8回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和8年8月20日（木） 開始：午後2時00分、終了：午後2時46分
- 2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室
- 3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第50号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第51号議案 農地法第 5条の規定による賃借権設定許可申請について

第52号議案 農地法第 5条の規定による使用賃借権設定許可申請について

第53号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第54号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第55号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第56号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4条第 3項の決定について

第57号議案 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和 8 年第 8 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15 名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（10 名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員		
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員		

令和 8 年第 8 回総会（令和 8 年 8 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年第 8 回総会をはじめさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 8 年第 8 回総会を開会いたします。 本日は、お暑い中、またお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 50 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 57 号議案「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」までの 8 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 10 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、安井秀樹委員及び山口幸江委員の両委員をお願いいたします。

	それでは、本日の議事に移りたいと思います。 まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。
議長（会長）	では、議案審議に入ります。 まず、はじめに、第 50 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。 第50号議案につきましては、私及び私の親族に関する案件が含まれているため、農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与することができないことから、議長の職務を安井会長職務代理が代行いたします。安井会長職務代理よろしく願いいたします。
安井代理	会長職務代理の安井です。それでは私が、議長の職務を代行させていただきますので、よろしくお願いします。 布目委員におかれましてはご自身の案件についてのご発言は控えていただきますようお願いいたします。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-3 について、2 番、成田委員、お願いいたします。
成田委員	受付番号 1-3 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、8 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の農地は、3 人の親族で共有していたものですが、このたび、親族間譲渡により他の共有者の持分全部を譲受人が取

	得することとなり、本申請がなされました。 申請地には現在サツマイモ、ナス等が栽培されており肥培管理良好でした。 また、譲受人はこれまでも当該農地を耕作してこられたため、引き続き適正に管理できると思われます。 以上のことから、本件許可することに何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。
安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 3-2 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正） 委員	受付番号 3-2 の農地につきましては、8 月 3 日に横井委員及び事務局職員と現地調査、及び申請者との面談をいたしましたので、結果をご報告いたします。 譲渡人が廃業を希望され、一方、譲受人が新規就農のため、本農地の取得を希望しています。 申請地である中川区富永三丁目の 1 筆については、サツマイモ等が栽培されていました。 今回の申請地は、譲受人の自宅の隣地ということもあり、今後農地として適正に管理していくことが見込まれます。 以上につきまして、許可することについて問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 3-3 について、10 番、二村委員、お願いいたします。

二村委員	受付番号 3-3 の農地につきましては、8 月 5 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 譲渡人が営農規模縮小のため、本農地の売却を希望され、一方、譲受人の 2 名が営農規模拡大のため、持分を 1/2 ずつ均等に按分し、本農地を取得することを希望しています。 申請地である中川区大当郎三丁目の 2 筆の畑は、サツマイモ、トマト等が栽培され良好に管理されていました。 また、譲受人の世帯の所有地は、全て良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。 以上につきまして、許可することについて問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 4-4 及び 4-5 について、27 番、竹川委員、お願いいたします。
竹川委員	受付番号 4-4 及び 4-5 につきまして、安井勝春委員及び事務局職員とで、8 月 4 日に調査した結果を報告します。 本件は、4-4 の譲渡人が営農規模を縮小し、4-5 の譲渡人が廃業して、譲受人へ農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。 申請地の港区小川二丁目はじめ 3 筆は田で、水稻が作付けされた状態でした。 なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認したところ、適切に肥培管理されていました。

	以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。
安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 4-6 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-6 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、8 月 4 日に調査した結果を報告します。 本件は、譲渡人が農業を廃業し、譲受人へ農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。 申請地の港区川園二丁目の 1 筆は畑で、ミカンが植えられている状態でした。 なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認したところ、すべて肥培管理されていました。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。
安井代理	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 50 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
安井代理	ご異議なしと認め、第 50 号議案の案件は許可することといたします。 ここで議長を布目委員と交代させていただきます。

議長（会長）	それでは、引き続き議事を進めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。 次に、第 51 号議案、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-3 について、25 番、木村委員、お願いいたします。
木村（正） 委員	受付番号 4-3 につきまして、安井勝春委員と事務局職員とで、8 月 4 日に調査した結果を報告します。 一時転用の内容は、南陽支所建て替え新築工事のため、本申請地を工事関係車両の駐車場として使用するものです。 申請地は白地の第三種農地で、周辺に 50 台程度の駐車場を確保できる適当な土地がなく、利用許可期限後は、農地に復元する旨を確認しております。 また、海東土地改良区の意見書があることや、開発許可に関しては必要ない旨を確認していることから、当該事業が確実に遂行されるものと考えられます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 51 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 51 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 52 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-2 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝）委員	受付番号 4-2 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、8 月 4 日に調査した結果を報告します。 転用の内容は、分家住宅を建設するものです。使用借人は、港区内の賃貸住宅に居住していますが、手狭であるため、新居を建設するための土地を探していました。しかし、適当な土地が無く、父の土地に建築することとなり、申請に及んだものです。 申請に係る農地の港区新茶屋二丁目の 1 筆は、農地区分が白地で、相当数の街区を形成している区域内の第二種農地であり、また他に適地がなく、所有者である妻の父親の承諾が得られることから転用許可をすることに問題ないと判断できる農地です。 申請地の現況は畑で、イチジクのほか、キュウリ、ナスなどが栽培されていました。周囲の状況は、北側は水路、西側は畑、東側は宅地、南側は道路であり、周辺農地への被害防除には配慮するとのことでした。 また、茶屋後土地改良区の意見書があることや、使用借人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発指導

	課にも事前に相談していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。 以上、調査の結果、許可をすることについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。 特にはないようです。それでは、第 52 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 52 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 53 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-4 について、6 番、木村委員、お願いいたします。
木村（幸） 委員	受付番号 2-4 の農地について、8 月 4 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はすべて畑でイチジク、トマトが作付けされていきました。 主たる従事者がお亡くなりになるまでは、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お

	願います。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-5 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-5 の農地について、8 月 5 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はすべて畑で耕作準備中でした。 主たる従事者がお亡くなりになるまでは、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、11 番、横井委員お願いいたします。
横井（昭）委員	受付番号 3-1 の農地につきましては、8 月 3 日に安井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-1 の中川区東春田二丁目の 2 筆の田は、水稻が作付けされており、東春田三丁目の 1 筆の一部の田には水稻が、残りの畑には、トマト、トウモロコシ、サトイモ等が作付けされておりました。 このことから、主たる従事者がお亡くなりになるまで、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
委員	特にはないようです。それでは、第 53 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。 異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 53 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 54 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。
近藤委員	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-19 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。 受付番号 1-19 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で 8 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-19 について、天白区境根町の 2 筆の農地は一体で利用されており、ミカンやサツマイモなどが栽培されていました。 天白区菅田一丁目の 1 筆の農地はラッカセイやタマネギなどが栽培されていました。いずれも肥培管理は良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-8 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-8 について、8 月 5 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は、すべて畑で、サツマイモ、キュウリなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-9 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-9 の農地につきましては、8 月 4 日に布目委員、加藤委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-9 の中川区大当郎三丁目の 2 筆の畑は、エダマメ、サツマイモ、ゴーヤ等が作付けされており、いずれも良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-10 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正）委員	受付番号 3-10 の農地につきましては、8 月 3 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

	受付番号 3-10 の中川区福島一丁目の 1 筆の一部、福島二丁目の 2 筆の田は、水稻が作付けされており、いずれも良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-10 及び 4-11 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-10 及び 4-11 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、8 月 4 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-10 の証明願い出の農地、港区小川一丁目の 1 筆は畑で、ナス、ネギ、オクラなどが作付けされており農地として管理されていました。 港区小川二丁目ははじめ 9 筆は田で、水稻が作付けされており農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 続きまして、受付番号 4-11 の証明願い出の農地、港区協和一丁目ははじめ 2 筆は田で、水稻が作付けされており農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
委員	特にないようです。それでは、第 54 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。 異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 54 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 55 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-2 について、1 番、小寫委員、お願いいたします。
小寫委員	受付番号 1-2 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、8 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の土地は、所有者が亡くなられ、子が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。 申請地にはウメ、カキ、ミカン、ナス、キュウリなどが栽培され、良好に管理されていました。 また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。 以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とすることに、

	何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、24 番、横井委員、お願いいたします。
横井（慎） 委員	受付番号 3-1 の農地につきましては、8 月 5 日に二村委員及び事務局職員と現地調査、及び申請者との面談をいたしましたので、結果をご報告いたします。 被相続人が亡くなられ、その相続人が申請の農地を相続されて、引き続き農業経営を行うとされています。 申請地の中川区荒中町の 2 筆の畑は、ハクサイ、ネギ、イチジク等が作付けされていました。 また、打中一丁目の 1 筆の畑は、ゴーヤ、カボチャ、キュウリ等が作付けされており、全て良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 55 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 55 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 56 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律

第4条第3項の決定について審議を行います。

本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第4条第3項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。

審議のポイントとしましては、配付資料①をご覧ください。

こちらの表の左側が、都市農地貸借法第4条第3項1号から6号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。11ページの事業計画の概要について8番、箕浦委員、お願いいたします。

箕浦委員

本件につきまして、8月5日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

当該地は畑で、現在は耕作準備中となっています。

このたび、借受人が、所有者との間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされました。

配付資料①をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が具体的に記載されています。

まずはじめに、上の表の、第1号の1について、申請地で生産するトマト、ピーマン、タマネギなどの野菜の収穫量の5割以上を市内の直売所及び隣接市町村で販売する予定です。

	第 1 号の 2 については、申請地及びその周辺の見回り、除草、清掃、点検を月 20 回程度実施していく予定です。 下の表の、第 2 号から第 6 号については、記載のとおりです。 以上、必要な要件をすべて満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それではここで、第 56 号議案の議決の案を読み上げます。10 ページをご覧ください。 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。 理由としましては、当該計画は、第 4 条第 3 項に掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。 それでは、第 56 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 56 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。

横井（昭）
委員

次に、第57号議案、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について審議を行います。

審議のポイントとして、配付資料②をお配りしておりますので、ご覧ください。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。18 ページの農用地利用集積等促進計画案の第7号について、11 番、横井委員、お願いいたします。

第57号議案、農用地利用集積等促進計画案について、ご報告いたします。

総会議案18 ページ「農用地利用集積等促進計画（案）」の令和8年度第7号をご覧ください。

本件は、借受人が申請地で新たに野菜を栽培していきたいと希望され、地域計画区域内の農地である中川区福島一丁目の農地を、土地の所有者から賃貸借することについて、名古屋市から意見聴取があったものです。

配付資料②をご覧ください。

申請地は地域計画区域内の農用地のため、当該計画案が「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号」の必要な要件を満たし、適切に作成されているかがポイントとなります。

まず第1号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

上段の表のとおり、今回の受け手は地域計画の目標地図に位

置付けのない農業者ですが、貸借期間が5年間であり、農業を担う者に貸し付けるまでの一時的な貸し付けであるため、③の項目に該当します。

続いて、下段の表に記載した第2号から5号の要件についてです。

申請地3筆の畑うち、2筆はトウモロコシなどの作付けがあり、1筆は耕作準備中でした。また、借受人が現在経営している三重県いなべ市にある農地は、すべて良好に管理されていることを、いなべ市農業委員会へ確認済みであるため、申請地についても適正に耕作されると見込まれます。

また、年間150日従事する予定であり、所有者と借り手との間で合意した上での申請のため、各要件を満たしております。

以上により、当該計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の必要な要件を満たし、適切に作成されており、何ら問題はありません。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第57号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。17ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、名古屋市長から意見聴取があった農用地利用集積等促進計画（案）については、適切に作成されている。

理由としましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第

	18 条第 5 項の必要な要件に適合しているため、です。 それでは、第 57 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 57 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 6 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 15 件 続いて、7 ページから 17 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 31 件 続いて、18 ページから 38 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 63 件 続いて、39 ページから 41 ページにかけまして、同じく、農

地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが8件

続いて、42ページから44ページにかけまして、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち使用賃借権設定に係るものが7件

続いて、45ページですが、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち地役権設定に係るものが1件

続いて、46ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が2件

続いて、47ページですが、土地改良事業参加資格交替申出の承認が3件

続いて、48ページですが、農地の転用事実に関する照会が3件

続いて、49ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格者証明が7件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

松原委員

41ページのところで、具体的にと言う訳ではないですけども、4-29ですけども、1,000平米ですから300坪ぐらいの大きな土地の賃借ですけども、この土地に隣接する農地というのはあるんですかね。そこまではわからないですか。

というのは、これを見とりますと、普通、大規模な場合は、

駐車場とか集合住宅の用途で、所有権の移転とか貸し借りが行われますけども、該当するこの会社というのは土木工事ですけども、主に解体業者みたいなもんですから、産業廃棄物と、そういう物が解体業者で重機がそんなにいないと思いますけども、そうすると一時的な賃借ですから、産業廃棄物を置いて、隣の農地に変な物が流れるとか、あるいはいま建築業界も人手不足で倒産件数が増えてますけども、万が一つぶれた場合、農業委員会にどうしてくれとか、こういうことが聞かれる場合に、我々としてはそういうことがないとはわかりませんが、ある場合がありますので、どういう風にお答えをしてったらいいかということと、農業委員会としてはどういう風に対処を、こういう問題がもし万が一起きた場合は、対処していく基本方針があるかどうかを、決まっていれば教えていただきたいと思いますけども。

課長補佐

こちらの農地ですけども、あくまで市街化区域の農地で、届出があれば転用が可能なものでございます。

市街化調整区域ですと転用の際、転用が可能であっても転用できる要件といたしまして、周辺農地への影響というものがございしますが、残念ながら市街化区域の農地については、そのような規制が農地関連法令上はないという状況でございます。

仮に、環境法令だとかそういったもので、規制されているような内容でしたら、そちらのほうで指導等ができるのですけれども、市街化区域の農地ですと、そういった規制が農政関連法上はないものですから、あくまでお願いベースで言うしかないのが現状でございます。

松原委員

私も市街化区域になりまして、隣に田んぼがつぶされて駐車場になって、駐車場の汚水といいますか、そういう排水が自分のところにかかってくるということで、どうしたもんだろうな

ということで、言われたこともあるもので、「これは農業委員会のほうに尋ねたら」とか、「農政課に行ったら」なんていうことを言うんですけども、そういう他人任せなことはいかんから、こういう基本的な、もっと対策が立てられるような部署があれば、「ここの農政課へ行け」とか、「ここの所へ行け」とかいうことを言うことができるんですけども。

市街化区域の農地だったら、手に入れたものは自由に利用する権利はあるもんですからね、お願いとか条例上の何か対策が必要かなと思いますけども、農業委員会として、或いは委員としてどうしていったらいいかなということをいまお聞きしたまでです。以上です。

議長（会長）

ありがとうございます。この買われたところをご存じなんですか。

松原委員

知らないけど、土木建築での、建物解体ということをやっとるみたいですから。そうすると解体で普通の重機だったらそんなに 300 坪もいらないと思ってね。そうすると結局、壊したものをどこへ一時的に置くかということも関係してきますし、古い建物を壊すんですからアスベストの問題も出てくるかどうか知りませんが。そういうことでちょっと疑問に思ってお伺いしとるんですわ。

議長（会長）

ありがとうございました。いい意見をいただきました。

その他、何かありますでしょうか。

他にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和 8 年第 8 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

--	--

閉会（午後 2 時 46 分）